

平成29年度第3回
東京都景観審議会計画部会議事録

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

平成29年度第3回東京都景観審議会計画部会議事録

I 日 時

平成30年1月18日（木） 9：27～12：03

II 場 所

都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

III 出席者

【委員】河島部会長、岸井部会長、加藤委員、田中委員、内藤委員、古谷委員

【事務局】遠藤屋外広告物担当課長、寺沢景観担当課長 ほか

【新宿区】中山景観・まちづくり課長、浅野東京オリンピック・パラリンピック開催
等担当課長

IV 議事次第

1 開 会

2 議 事

<審議事項>

1 事前協議案件

都市再生特別地区の事前協議 【歌舞伎町一丁目地区】

2 特定区域景観形成指針案件

(1) 歌舞伎町シネシティ広場周辺地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指
針（案）について

(2) 歌舞伎町シネシティ広場周辺地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指
針に基づく事前協議取扱要綱（案）について

3 大規模建築物等の事前協議制度における屋外広告物について

<報告事項>

東京都景観計画によるこれまでの取組

3 その他

4 閉 会

V 配付資料

- 資料 1 - 1 施設計画と景観形成の考え方
- 資料 1 - 2 公民資産連携スキームの考え方
- 資料 1 - 3 前回の計画部会意見
- 資料 2 - 1 歌舞伎町シネシティ広場周辺地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針（案）
- 資料 2 - 2 歌舞伎町シネシティ広場周辺地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針（案）について
- 資料 2 - 3 議案 2（1）の認定審査について
- 資料 2 - 4 歌舞伎町シネシティ広場周辺地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針に基づく事前協議取扱要綱（案）
- 資料 3 - 1 大規模建築物等の事前協議制度における屋外広告物に関する基準について
- 資料 3 - 2 大規模建築物等の事前協議制度における屋外広告物の基準に関するアンケート調査結果
- 資料 4 東京都景観計画によるこれまでの取組

○遠藤屋外広告物担当課長 定刻前でございますが、おそろいになりましたので、ただいまから平成29年度第3回東京都景観審議会計画部会を開会させていただきたいと思っております。

本日は、ご多忙のところ当部会にご出席いただき、ありがとうございます。

部会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます、事務局の遠藤でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

はじめに、現在、出席の委員の方は5名でございます。後ほどおくれて古谷委員がお見えになりますのでよろしくお願ひいたします。東京都景観審議会規則第6条第4項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日お手元にお配りした資料をご説明させていただきます。議事次第、配布資料、ホチキス留めの資料1-1、1-2、1-3でございます。それから座席表となります。また、「東京都景観計画」「東京都景観色彩ガイドライン」の冊子、紙ファイルで綴じてあります「景観法」「東京都景観条例」「東京都景観審議会運営要綱及び規則」を机の上に置かせていただいております。

すべてお揃いでしょうか。不足がございましたら、事務局へお申し出ください。

揃っていらっしゃるようですので、進めさせていただきます。

本部会は、審議事項1が東京都情報公開条例第7条3項の規定に該当するため非公開といたします。

途中、隣の部屋に移動しまして、審議事項2、審議事項3、報告事項について行いますが、これについては公開といたします。

それでは、東京都景観審議会運営要綱第15条第4項に基づきまして、河島部会長に議長をお願いいたします。よろしくお願ひ致します。

○河島部会長 皆さんご多忙の折、本部会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。今日もいろいろと多岐にわたる議題が準備されておるようでございますので、なるべく時間内に予定どおり終わらせたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、審議事項1、事前協議案件、都市再生特別地区の事前協議について事務局から説明をお願いいたします。

(非公開)

○河島部会長 それでは引続き、計画部会を再開したいと思います。

ここからは公開となりまして、きょうは傍聴人の方がいらっしゃるということなので、

傍聴の方に入室していただいでください。

(傍聴人入室)

○河島部会長 初めに傍聴人の方に申し上げます。

お手元にお配りしてありますとおり、傍聴人の方には次の事項を守っていただきたいと思ひます。

1番として、静粛に傍聴し、放歌、談笑、私語、その他騒がしい行為をしないこと。2、会場における言論行為に対し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明し、または批判しないこと。3、みだりに自席を離れないこと。4、飲食または喫煙をしないこと。5、事前に許可を受けた範囲を超えて写真撮影、録画、録音または放送をしないこと。6、会場内で携帯電話等の無線機器を使用しないこと。7、前各号に掲げるものほか会場の秩序を乱し、または会の進行の妨害となり得るような行為をしないこと。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

それでは審議事項2、特定区域景観形成指針案件について事務局から説明をお願いします。

○寺沢景観担当課長 本件につきましては、昨年7月に本部会にて新宿区による検討状況を報告させていただきましたが、その後新宿区の景観審議会や区民の意見募集を経まして、この度新宿区から都へ「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針(案)」が正式に提出されましたので、本日ご審議いただくものでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○河島部会長 それでは、東京都景観審議会運営要綱第8条の規定に基づき、新宿区に出席を求め、説明をお願いしたいと思いますので、新宿区の方の入室をお願いします。

(新宿区入室)

○寺沢景観担当課長 それでは、歌舞伎町シネシティ広場周辺地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針(案)につきまして説明をしていただきます。説明者は自己紹介の後、内容の説明をお願いいたします。

○新宿区 新宿区都市計画部景観・まちづくり課長中山と申します。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは早速説明に入りたいと思ひます。本日はお手元、机上のほうに資料がございます。まず資料2-1としまして、指針の案になります。また、資料の2-2としまして、ホチキス留めA3の2枚組が指針の概要をまとめてございます。それと参考資料としまし

て、「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物に係る特定区域景観指針（案）」の策定について（資料編）ということで、区で定めています上位計画が幾つかございます。その抜粋版をまとめてございます。

では、お手元のA3の資料2-2、こちらを使って説明をさせていただきます。

まず1枚目の左上、指針策定の目的でございます。2点ございまして、1点目が、歌舞伎町のまちの核となるシネシティ広場における、屋外劇場的都市空間の形成に向けた一体的な賑わい景観の創出。

2点目が、歌舞伎町独自の賑わいと活力あふれる景観に寄与する、良質なデザインの屋外広告物の積極的な誘導ということを目的としてございます。

次に、指針の適用区域としまして、図にありますように、赤い実線で囲われた区域となっております。ちなみにこの区域、同じ区域で平成28年4月に地区計画を定めてございます。

一番下、指針の運用体制でございます。シネシティ広場の賑わいある良好な景観形成の実現に向けて適切な誘導を図るため、有識者、新宿区及び地元代表者で構成する「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区デザイン会議」を設置することでございます。当会議では、歌舞伎町タウン・マネージメントで進められているエリアマネジメントの取組みと連携を図りながら、事業者から提案された区域内の大規模建築計画及びそれに付随する屋外広告物について、本指針で定める景観形成方針及び景観形成基準等との適合を確認し、誘導・助言・調整を行うことで、良質な建築計画、屋外広告物を誘導するものでございます。

右側、指針による景観誘導の考え方でございます。指針の内容を抜粋したものでございます。ちなみに、前回、この部会の中で説明させていただいた指針と内容については変わってございません。内容そのものでございます。

まず1点目、歌舞伎町の都市構造をいかした賑わいの創出ということで、歌舞伎町において現在定められています歌舞伎町地区の景観形成の考え方を基に、屋外劇場的都市空間の創出に向けたシネシティ広場を囲う壁画の演出や、地域性に配慮した屋外広告物による賑わいの創出等の観点から、歌舞伎町独自の景観の形成に向けた事項を定めてございます。

抜粋としまして、6点ございまして、一番上、広場を囲む建築物の低層部は、シネシティ広場とのつながりを感じられるような開放的な意匠とする。

2番目、形態意匠は、周囲の賑わいを損なわないものとする。

3番目に、T字路のアイストップとなる場所では、場所を特徴付ける工夫をする。

4 番目、西武新宿駅とシネシティ広場を囲む中心街区の連続性に配慮する。

5 番目、エンターテイメントシティ歌舞伎町としての地域性、文化、流行等を発信するシンボリックな屋外広告物のデザインに配慮する。

最後に、シネシティ広場では、屋外劇場的都市空間を創出するため、大型ビジョンやデジタルサイネージの活用など、広場を囲う面や視認性の高い壁面の魅力をつくるとしてございます。

また、その下に大規模建築物による広域的な景観形成ということで、四つ抜粋をしてございます。こちらについては省略をさせていただきます、2 枚目をご覧ください。

今回、指針を定めるに当たりまして、事業者の合意状況及び区域内地権者への説明状況について報告をさせていただきます。

区域内の土地・建物の権利者で構成される「シネシティ広場周辺まちづくりの会」というものがございます。こちらにおきまして指針の内容を検討し、指針（素案）を作成しております。なお、作成した指針（素案）から、提案する指針（案）の制限内容に変更はございませんでした。

区域内では大規模建築物等の建築計画が想定され、上述の「シネシティ広場周辺まちづくりの会」として本指針（案）の内容に同意しているものでございまして、シネシティ広場周辺まちづくりの会というのは、今回の指針のために設けた会ではなくて、もともと先ほど説明しました地区計画等定めるに当たって、既にあったまちづくりの会でございます。こちらで説明をして、4 月 4 日いきなり第 8 回となっておりますが、第 1 回から 7 回目は別のことについて話をしたという意味で、この指針については、この第 8 回から説明しているという意味でございます。

それと 4 月 4 日、6 月 27 日、7 月 11 日に、この会の中でご意見をいただいて、指針の素案を策定したものでございます。また、区域がございまして、赤い実線が今回の指針の適用範囲でございます。まちづくりの会の範囲が緑の点線になっていますが、こちらについてはこの区域でまちづくりをするのに当たりまして、道路反対側の線路、西武鉄道等を、まちづくり意見交換の場に呼ぶために、区域取りとして西武の敷地を入れている関係で、この赤い実線と緑の点線の区域が若干違ってございますが、違う内容としてはその点だけでございます。

一番下は、地元意見への対応状況としまして、平成 29 年 9 月 15 日から 10 月 13 日までの間、新宿区民全体を対象として、指針（素案）に関する区民意見募集を実施いたしました。ま

た、10月3日には地域説明会を実施し、広く地元の意見を聴取してございます。なお、本意見募集において、提出された意見書はございませんでした。

右側、東京都景観計画との整合についてですが、こちらにつきましては、後ほど東京都から別の資料を使って説明があるということでございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして事務局から、資料2-3についても説明させていただきます。

指針の認定に当たりましては、東京都景観計画に審査項目が定められておりまして、こちら資料2-3の表面の左側に書いておりますが、一つ目が大規模建築物等の建築等を行おうとする事業者の合意と、地権者に対して、十分な理解を得る努力。地元からの意見に対する十分な配慮。東京都景観計画の理念との整合性。それから、景観形成の方針、基準及び運用体制の妥当性を審査することになっております。新宿区さんから今、ご説明いただいた内容が1枚目の表面に書いておりまして、裏面のほうにこの新宿区さんの状況を踏まえて、認定に当たっての都の意見という形で整理をしております。

こちらの1番目ですが、まず事業者の全員の合意と地権者に対して十分な理解を得る努力に関する事項ということで、先ほど説明ありましたとおり「まちづくりの会」にて指針の内容が検討され、地権者の理解を得る努力が十分に行われているとともに、「まちづくりの会」として、指針（案）に合意されているということで、事務局のほうでも合意文書を確認しております。

2番目、地元からの意見に対する十分な配慮に関する事項ということで、こちらも先ほどご説明あったとおり、区民意見募集を実施され、意見の反映に努めているという状況を確認しております。

3番目、東京都景観計画の理念との整合性に関する事項です。対象区域を含む新宿歌舞伎町は日本のみならず世界を代表する繁華街でありまして、本指針によって、首都に求められます国際的な文化・発信・交流機能を担う拠点として景観形成が図られることから、都の景観計画に定めます基本理念「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」と整合が図られております。

また、本指針の目的にあります「歌舞伎町のまちの核となるシネシティ広場における、屋外劇場的都市空間の形成に向けた一体的な賑わい景観の創出」というのは、都の基本理念に定めます「交流の活発化・新たな産業の創出による東京の更なる発展」と整合が図ら

れております。

最後に、戦後の区画整理事業で形成された特徴的な街区割を継承し、エンターテインメントシティ歌舞伎町を象徴する高密度情報空間や、新宿の文化の創造発信により賑わいを創出する拠点としていくことは、都の基本理念であります「歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上」を推進するものである。

以上のことから、都の基本理念を推進する指針であると判断しております。

4点目、景観形成の方針、景観形成基準及び運用体制の妥当性に関する事項ですが、景観形成の方針基準、運用体制については、先ほど新宿区から説明いただいたとおりの内容で妥当性が図られていると考えております。

以上の点を審査した結果、本指針（案）は当該区域の個性を生かした景観を創出するものとして適切と判断し、都の特定区域景観形成指針として認めることが妥当であると考えております。

以上です。

○河島部会長 今、新宿区から景観形成指針（案）についての説明と、その協議が出て、その協議に対する審査を担当する東京都の事務局のほうから、こういった協議に対する受けとめ方としては、こういうことでよろしいのではないかと、というような案を示していただきました。

これらについて、ご意見があればお願いします。

東京都からの説明で、認定審査についての資料2-3の裏側のページで、東京都景観計画の理念との整合性に関する事項というところで、歌舞伎町が単に一都市の繁華街ということにとどまらずという、首都東京の中にある歌舞伎町の重要性みたいなことが表現されていたのですが、提案者のほうの書きぶりの中には、1ページ目のほう、今の表のほうのページに、あまりそのことは書かれてないようにも思うのですが、恐らく文章として書いていなくても、そういう意識はお持ちなのだろうと思うのですが、新宿区のほうに一応確認をさせていただきたいと思うのですが。

要するに、首都にふさわしい景観の形成というのは、単に都市の中にある一つの繁華街の景観をつくっていく以上の位置づけを認識しながら、気合いをもってやっていくという、そういうことが特定景観形成指針の策定に当たっては、必要な部分ではないかという気がしますので、新宿区の意気込みをお聞かせいただきたいのですけど。

○新宿区 ありがとうございます。今、部会長がおっしゃいましたとおり、歌舞伎町とい

うのは新宿区内でも特殊な位置付けがあるというふうに認識してございます。

そういった面から、当時、歌舞伎町が一度かなり衰退といたしますか、大分沈んだ時期がございまして、そういったものを歌舞伎町ルネッサンスということで、当時の区長、また都知事等と協力して、何とか歌舞伎町をいま一度、にぎわいのあるところにするのだということで、取り組み始めたのが、歌舞伎町ルネッサンスになります。

その後も、歌舞伎町ルネッサンスに基づいて、まちづくりプロジェクトを立ち上げ、まちづくり誘導方針の策定や、街並みデザインガイドラインを定めるなど、区としてもこの場所については、特に積極的に取り組んでいるというふうに自負してございます。また、その上位計画の中でも、特にこのシネシティ広場周辺というものにつきましては、歌舞伎町の中の拠点の一つだということで、重要な位置付けになっています。

実は、東宝がコマ劇場をやめられたときに、その後何になるのか、という議論が東宝と区で多少ございまして、当初は劇場をやる予定がないというのが実はございました。そういったときに、区で何とかあそこのまちを、いま一度にぎわいを戻したいのだということで、区が自ら東宝に駆け合って、劇場を入れたという経緯が実はございます。

そういった意味で、劇場が入ったおかげで、今、ああいうにぎわいを取り戻していただき、今回ミラノ座がエンターテイメント施設を入れていただくということで、区としては非常に期待をしているところでございまして、区もできる限り、取り組んでいきたいという意気込みを持って、今回指針を策定するものでございます。

○河島部会長 概要版で説明をいただきましたけれども、特定区域景観形成指針の案の資料2-1の最初のページに、歌舞伎町というのはそもそもというところがあって、太平洋戦争で大変な東京が被災、被害があったのですが、戦後の復興の中で都市計画が行われて、そして歌舞伎町がつくられ、そしてそこが都市計画としても、そういう被害状況の中で、新たな繁華街としてつくっていかうという、そういうことで形成されたまち。そして戦後の復興から今日の反映に至る、それをある面で担ってきたというような、そういう場所ではないかと思うのですね。

そういう意味で、非常に東京の中でも、そういう特別な歴史性を持った場所であるはずだと思いますので、そこも都市計画手法的にも、当時として極めて斬新な方法論を持ちながらつくられた歌舞伎町というものの景観を、大切にしていきたいということが大事なことでないかなというふうに思います。ぜひその辺を、こちらに書いてあるとおりに位置付けをしっかりと踏まえて、やっていただきたいなと私は思うのですけれども。

ほかにはいかがでしょうか。

岸井先生。

○岸井部会長代理 では、1点だけ。特にこの内容に関しては理解をしているつもりなのですが、こういう周りのことを言うためには、当然、中心部のシネシティ広場は将来どうなるのかということのイメージを、共有していないといけないと思うのですが、今は区としては、あれはあのままでしばらく放っておくという形になるのですか。

○新宿区 実はシネシティ広場につきましては、先ほど少しお話ししました東宝が建て替えるときに、シネシティ広場と靖国通りからそこに続くセントラルロード、これを何とかきれいにしようということで、実は当時、歌舞伎町街並みデザインガイドラインというものを策定すべく委員会をつくっております。そこでいろいろ検討した結果、平成28年に、ああいう形状になったというのが状況でございますので、区としては当面、あの形状をどうやって利活用していくのか、ということで考えているところでございます。

○岸井部会長代理 今の形がほぼ最終形に近いというイメージ。

○新宿区 現時点ではそうです。

○河島部会長 ほかにはいかがですか。

○内藤委員 広場の仕上げとか、照明とかというのは、再整備は区がされるのですか。

○新宿区 実際は区道域になりまして、区で整備をしてございます。

セントラルロードから広場へ続く商店街灯がございまして、基本的には商店街灯については商店街のほうで管理をしているものでございます。設置費用も商店街のほうで出しております。

○河島部会長 指針の運用体制というのが、資料2-2の1ページの左下に出ていますけれど、このデザイン会議を設置して、この指針に沿った景観づくりが行われるようにということで、考えておられるということでありまして、もう少し具体的にどんな感じで作成運用していこうとしているのか、お話しただけのことであればお願いできますか。

○新宿区 タウン・マネージメント、TMOという組織がございまして、実は歌舞伎町のシネシティ周辺におきまして、屋外広告物を活用するときに、屋外広告物自主審査会というものがございます。この会議は有識者の方4名、地域の方2名、区職員1名という構成になってございまして、当初、その自主審査会のほうでやろうと思ったのですが、事務局がTMOでしたり、広告物に特化しているという点もございまして、今回、この指針に基

づいて運用しますデザイン会議は、自主審査会と同じメンバーの方々をお願いをして、もともと広告物等を審査するのと一体的にこの指針を運用できるようにしたということで、同じメンバーで、同じ構成員で審査をしたいというふうに考えてございます。

○河島部会長 専門家の方というのは、ジャンルのにはどういう方たちが入っているのですか。

○新宿区 有識者4名のうち、1名が早稲田大学の後藤先生になります。それ以外ではNPO法人のサインセンター理事長の方。またNPO法人景観デザイン支援機構代表理事の方、宝塚大学東京メディア芸術学部の特任教授という構成になってございます。

○河島部会長 ほかにはいかがでしょうか。

古谷先生、どうぞ。

○古谷委員 正しく理解するためにちょっとご質問なのですが、全体のこの歌舞伎町の特性を生かして、また広告も少なくともそれも一つの理想と考えていて、非常にユニークで期待のできるお考えだと思っているのですが、先ほどご説明のあった大規模建築物における広域的な景観形成で、説明の省略された点線の中に書きこまれている中の一番上に、景観形成基準の新宿駅周辺の建築物群と統一感のあるスカイラインにするという文言がございまして、先ほどご紹介いただいたこの上位の基準等を照らして考えてみますと、もともとは、東京都の景観条例の中にある景観形成基準の周辺の建築物と統一感のあるスカイラインとするというものから流れてきて、こういうふうな文言に落とし込まれているのですが、ここで言う新宿駅周辺というのは、どこら辺のことを指しているのかということを教えていただきたいのと、歌舞伎町が新宿駅周辺の建築物と統一感を持つということの目的とか意義ですね。

つまり、ちょっと際立ってもいいのではないかと思ったりするのですが、素朴には。統一感を持たせようとするということは、これはどのようなことを期待されて書かれている文言なのですか。

○新宿区 先ほど、委員からお話があったように、上位計画のほうに位置づけられている文言になってございます。これはやはり周囲といいましても、新宿駅の反対側が西口の超層群になってございます。また、新宿駅の現在、歌舞伎町におきましても、例えば東宝だったり、その隣だったり計画がございまして、そういったものと、遠景から見たときにスカイラインをどう統一できるのか、という観点で考えてございます。

すみません。これは配布していないのですが、区では新宿駅周辺地域まちづくりガイド

ラインという中に、地域の特性ということで写真をつけて、駅の直近地区のまちづくりについてのガイドラインというのを定めてございます。この中で、やはり、西口の超高層群と合わせたスカイラインということであっているもので、この辺を、今回の指針でも活用するという事で載せさせていただいたものでございます。

○古谷委員 そうすると、新宿駅周辺というのは、西口の超高層群という意味でございすか。

○新宿区 基本的にはそうです。

○古谷委員 まだ案の段階なのでお尋ねするのですが、この新宿駅周辺の建築物群という表現で、その真意は伝わる感じなのでしょうか。

○新宿区 恐らく。基本的に、先ほど言いましたように、今までこういうガイドラインの中でもそういう表現で運用してございまして、確かにわかりづらい面等は、やはり説明等が必要になるかとは思いますが。基本的に我々はそれで通じるかなということですが。

○古谷委員 余り大きな異論を差し挟むつもりはないのですが、その歌舞伎町シネシティの個性を生かしたという、全体に流れている一つの理念からすると、ここで西口までを引き合いに出して、統一感と言われると、そういうことと、それがそぐっているのかなと、素朴に何かちょっと感じたのですが。

○新宿区 おっしゃるとおり、建物の例えば形状ですとか、色ですとか、そういったものの統一感という意味ではなく、あくまでもスカイラインということで統一感を考えてございます。確かにこの一文だけですと、そういった誤解をいろいろ招くと思います。その辺については先ほど言いましたこういうガイドライン等を使って、より細かく協議、指導等は、今も行ってありますが、これからもやっていきたいと考えてございます。

○内藤委員 難しいよね。西口の超高層のスカイラインはどういう法則で統一されているのかというと、ほとんどされていないね。

○古谷委員 高さ規模の項目になるので、つまり高さとか大きさ感とか、そういうことに関しておっしゃっているのかな、という感じではあるのですが。

しつこいようで申し訳ありませんけれど、普通の一般的なところだったら、周辺と統一感のあるスカイラインと、全く違和感なく普通に受けとめられるのですが、この歌舞伎町シネシティという、ちょっと際立った個性を与えようとしている景観形成を誘導されようとしているこの野心に対して、この表現はうまく合っているのかどうかという意味なのですが。

○河島部会長 どうぞ、内藤先生。

○内藤委員 これも余談なのですが、エンターテイメントシティということになっていきますよね。でも何か例えば、最近の僕ら新宿ユーザーからすると、シネコンとかは結構南側に重心が今移ってきてあるというか、映画館がたくさんあって、そういう中でここは一つエンターテイメントということで、映画を中心にしているいろいろやろうかと。新宿区の戦略としてはその辺いかがですか。要するに我々からするとやや分散してきている。昔だったらここなのだけれど、今、分散してきているような。また、ここにそういう中心をつくらうと、そういう意気込みを新宿区はお持ちなのですか。

○新宿区 特段、エンタメ施設、例えばシネコン等をここに集約しようとか、あるいはそういう計画があるとかというのはございません。あくまでもこの地域で今後、まちづくりをする上で、この地域をどうするかという点に絞っていますので、まちづくり誘導方針の中でも、大きくエンターテイメントシティというのを掲げ、かつ新宿区の実行計画等にも、これだけで項目出しをするぐらい取り組んでいるものでございまして、あくまでも、ここに絞ったエンターテイメントシティをどうするかという観点でございます。ただ、委員がおっしゃったように、では他との競合というのはどう考えるかというのは、現時点でお答えできるものがないという状況でございます。

○内藤委員 わかりました。

○河島部会長 田中先生。

○田中委員 先ほどのデザイン会議のことにちょっと戻るのですが、これはこれから設置をされるということになるのですよね。既にこの地区では、現在、計画部会で事前協議が進んでいる案件がございまして、それが含まれるので、多分どこかでそれが、こちらのデザイン会議が設置されて、機能が一部移譲される形になるものだと承知しています。

ただ一方、もう片方で、今日、机上に配付していただいているように、新宿区のほうも景観計画ガイドライン等を整備されて、多分運用されていらっしゃると思うので、こちら側でも何らかの景観審議会の、あるいは部会に当たるようなもの等もあると思うのですが、先ほどの屋外広告物に関しては関係をご説明いただいたのですが、景観のほうの審議会等との関係と、先ほど言った現在進行しているプロジェクトの今後の機能をどういうふうに移していくのか。あるいは、どこからの部分をどういうふうに取り受けるのかについて、補足の説明をいただきたいのですけど。

○新宿区 この運営組織であるデザイン会議につきましては、もう各委員の方にはお話を

していきまして、2月中旬に第1回目を開く予定になってございます。こちらにつきましては、今回、東急の提案がありました建物の計画が、指針に合致しているかという観点で、審査をしていただく予定でございます。

また、それとは別に新宿区が景観行政団体になって、来年度10周年を迎える状況でございます。景観まちづくり審議会というものが運営してございまして、一定規模の大きさの建物、あるいは都市開発諸制度を使うものは、審議会にかけて意見をいただくというのがルールとなっております。こちらにつきましても、基本的に今回の案件については、景観まちづくり審議会にかけてご意見をいただく予定でございます。考え方で言うと、運営組織のデザイン会議と景観まちづくり審議会、両方に諮ってご意見をいただく予定になってございます。ただ重要なのは、そこで異なる意見とか整合性等もございまして、実は景観まちづくり審議会の会長を後藤先生にいただいているので、デザイン会議もお願いしていきまして、その辺で審議会とデザイン会議と上手く運営をしていきたいというふうに、区では考えてございます。

○田中委員 わかりました。いろいろお考えになっていらっしゃるのわかりましたので、それで結構かと思いますが、ご認識いただいているように、無用の機能の重複や不整合が生じないように、これは恐らく新宿区が担われる役割と、東京都で担っている役割との関係もあると思いますが、そこは上手くコミュニケーションをとって進めていただければと思います。

○新宿区 ありがとうございます。

○河島部会長 いかがでしょうか、ほかには。

先ほどの、スカイラインの話はこの本編の資料2-1の6ページに他の項目も含めて6、7と書いてあって、あくまでもこれを読むと、形態、意匠、色彩、素材というのは別に揃えるというところまではいれてなくて、高さ、規模だから、言ってみれば、現在、建っている新宿副都心の高層ビルのそれを突出するような建物にはしないと、そのぐらいの感じは、規模もめちゃくちゃに大規模なものをつくったりはしなくて、せいぜいそのぐらいが限度ですよということを言っているのかなと思ったのですが、どうなのでしょう。

○新宿区 部会長のおっしゃるとおりで。

○河島部会長 ほかにはよろしいですか。

(なし)

○事務局 それでは、引き続き資料2-4について事務局から説明させていただきます。

指針の認定と合わせまして、大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針に基づく事前協議の取扱要綱を定めることになっております。基本的な考え方を第3に規定しておりますが、新宿区が設置する「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区デザイン会議」において適切な誘導が図られるということで、東京都はそれを受けて新宿区が行う調整を尊重しつつ、都の立場で事前協議を行うこととするというのを基本的な考えとしております。

事前協議の際には、デザイン会議における協議状況のわかる資料を添付していただいて、東京都は広域的見地からの審査を特に重要視して事前協議を行うこととしております。概要は以上です。

○河島部会長 取扱要綱、これは新宿区が特定区域景観形成指針に基づいて大規模建築物等の景観誘導をやっていくときに、都としてどういうふうに事前協議を取り扱っていくかと、そのことを整理してあるということですね。

これについて質問があったらお願いします。第4の3で、必要に応じて東京都景観審議会の意見聴取を行うという、こういう書きぶりというのは、今回はそんなに大きな区域ではないのですけれど、景観審議会の意見聴取は必要でないということもあり得るということでしょうか。

○事務局 事務局のほうで想定していますのは、今計画部会でご審議いただいているのは都市再生特別地区と皇居周辺の案件ですが、こちらの今回の対象区域の中では、審議1は特区案件だったのですけれども、総合設計ですとか、もう少し規模の小さいもので通常部会にも諮ってないものが想定されますので、やはりその規模と手法に応じ、必要に応じて景観審議会の意見聴取を行えるような体制にしたいと考えております。

○河島部会長 それほど規模が大きいような、例えば総合設計だと東京都が許可をしないような総合設計もあるわけですが、そういうようなものについては、東京都の景観審議会の事前協議にはかけない場合もあると、そういうことですね。

よろしいですか。

岸井先生。

○岸井部会長代理 全く参考意見なので、今日の審議とは関係がないのですが、先ほどの広場の扱いなのですけれども、池袋で今同じようなことが起きているのですが、池袋は公園なのです。道路ではなくて。そこは周りの事業者と、もっと一体的に公園も変えてもいいのではないかぐらいの議論をしているのです。今度、両側のビルがもし更新されるときには、あまり今の広場に固執することなく、もっと自由におやりになったほうが多分いいも

のでできるかなど。いろんな工夫があると思いますので、ぜひその辺はなるべく柔軟な構えになっておやりになったらいかがかと思います。ただ、参考の私の個人的な意見ですみませんけれど。

○河島部会長 それでは、この辺で議題の2についての質疑を終了したいというふうに思っています。

では新宿区さん、ありがとうございました。

(新宿区退出)

○河島部会長 それでは、これから議題としてかかったものについて、当計画部会としての判断について、皆様とご相談をしていきたいというふうに思うわけですが、まず部会意見の案に入る前に、欠席された高見先生からの事前のご説明に対するご意見を事務局が聴取されているということなので、それをご紹介します。

○寺沢景観担当課長 高見先生ですが、特にご意見はありませんでした。

○河島部会長 資料2-3の裏のページが、これから審議する東京都の意見の案になっているのですね。

○事務局 はい、そうです。まずは指針のそのものの認定についての審査と、あとはもう1点が取扱要綱についてご審議いただきたいと思います。

○河島部会長 2(1)、申請のあった特定区域景観形成指針の認定申請について、資料2-3の裏のような形で東京都としては事務局案を提示されているわけだけれど、これで特に問題ないかどうか。そういう視点でご検討いただきたいと思います。

いかがでしょうか。特にないでしょうか。

(なし)

○河島部会長 それでは(1)の議題のほうの認定申請については、こうした意見をもって、当部会の考え方としていくということにしたいと思います。

では(2)のほうの事前協議取扱要綱について、先ほどご説明あった資料2-4の形で提案がされているわけです。これに対してご意見ございましたらお願いします。

田中先生。

○田中委員 質問なのですが、多分これが決まると、以降は、事前協議案件は基本的には新宿区の仕組みのほうに大半が移って、都は広域的見地から、事前の協議を行うということになるのだと理解しているのですが、現在、事前協議を行っている案件は確か段階的協議なので、後からやっていく部分ですが、その以降の段階の部分、前段階の部分はこ

ちらでやったとしても、こちらが立ち上がっているので、広域的な部分とそうではない部分を、2段階目についてそういうことをするということになるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 主には。まずは特定区域景観形成指針との適合を確認しつつ、広域的見地から主に事前協議を行うというすみ分けで考えております。

○河島部会長 先ほどの第4の3の必要のある案件として、事前協議の対象に引継ぎしていくということですね。

○事務局 ミラノ座の案件は引き続き段階的協議、新宿区で行うデザイン会議をまずやっていた後、今後はこちらの計画部会にお諮りする形を考えております。

○河島部会長 はい、結構です。よろしければ、この原案のとおり今後、歌舞伎町シネシティ広場周辺地区においては、こういった事前協議取扱要綱で対応していくということでよろしゅうございますかね。

(はい)

○河島部会長 では、当部会の意見としてはこれでよろしいんじゃないかという、こういうご意見を返したいというふうに思います。

それでは、次の審議事項の3番、大規模建築物等の事前協議制度における屋外広告物について、に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料3-1、A4横の大規模建築物等の事前協議制度における屋外広告物に関する基準について、ご説明します。こちらにつきましては、前回、少し検討の方向性についてご報告させていただきました。

まず、現状ですが、都市開発諸制度等を活用する大規模建築物等については、屋外広告物が無秩序に設置されるのを防止する目的で、景観形成基準によって設置位置、規模等につきまして、屋外広告物条例よりも厳しい規制をかけております。内容は下の参考図に示すとおりです。

課題としまして、駅前などの立地では、にぎわい形成を目的として3階や10mを超える部分への広告物設置の要望が多いのと、あとは「特定区域景観形成指針」、先ほどシネシティ広場でご審議いただきましたけれども、指針の策定区域内であれば、大規模建築物等であってもこの基準によらないことができるようになっておりますが、基準外のその屋外広告物設置のみを目的とした指針策定の相談が増えているという実態があります。

前回、ご報告したときに、区市町村によっては独自の広告のルールを決めていたりす

るところもあるので、その辺の状況をよく踏まえて検討するようにご意見をいただきました。2枚目の資料3-2のほうで、この間、アンケート調査を区市に依頼して、その結果を取りまとめております。23区26市を対象に調査をしております。

まず、問1ですが、区独自の屋外広告物による景観形成として、都の大規模の基準のような屋外広告物の規制をかけているか、かけていないかを聞いております。かけているところでは、都の基準を横引きにしていたり、または場所を限定して、少し厳しいルールを定めている区市がありました。問2ですが、区市のほうで、屋外広告物の景観形成に関して独自のガイドライン等を作成しているか、していないか。こちらについては、「作成している」が20、「作成していない」が29ということで、作成している多くは区部が多く作成している状況にありました。また、屋外広告物に対する景観上の配慮、問3ですが、求めているという回答が多くありました。問4、屋外広告物所管部署との連携についてということで、屋外広告物の許可窓口は区市に事務が移管されているのですが、その許可窓口と景観担当部署が連携して景観上の指導を行っているかということで、こちらも連携している回答のほうが多くありました。

その前提の上で、問5で基準の取扱いということで、屋外広告物については、情報の提供や活気、にぎわいの演出など、街の表情をつくりだす景観要素の一つであることから、立地特性によっては、そのにぎわい形成の寄与ですとか、良好な景観形成への配慮がなされるなど一定の条件のもとに、壁面に設置する広告物を対象として、この基準によらない取扱いができるような規定を設けることを東京都は検討しているのですが、これについて、どう考えるか調査をしました。「規定を変える必要はない」が23区市、それから「商業集積地など場所を限定して設置を認めてもよい」という回答が25、それから一つは、壁面広告物以外も対象に考えてはどうかというのが1回答ありまして、数的には「規定を変える必要はない」と「設置を認めてもよい」が、23、25と半々近いのですが、この「規定を変える必要はない」という回答をした区市の内訳を見ますと、平成19年から28年度の間、この基準の適用となる事前協議の対象案件数が少ない区市が「規定を変える必要はない」と回答している実態となっています。そもそも対象案件がございませんので、その規定を変える必要性も感じていないということが推測されます。

すみません。1枚目に戻りまして、こうして、区市によっては、規定を変えないでという考えもありますので、資料3-1の基準の取扱いですけれども、まず東京都では、大規模建築物は、大規模で周辺に与える影響も大きいということから、これまでの基準に基

づく対応を原則と考えたいと思っております。また、大規模建築物等が複数計画される区域においては、特定区域景観形成指針により建築物と屋外広告物に関するルールを定め、地域の個性を生かした景観を誘導すること、こちらも原則としたいと考えております。しかし、一方、「特定区域景観形成指針」の策定が困難な場合もあることから、基準にただし書きの規定を設けまして、一定の条件を満たすものについては、壁面に設置する広告物に限り、例外的に基準によらない対応が取れるものとしてほしいと考えております。

このただし書きの適用にあたりましては、拠点等の立地特性、それから、先ほどアンケート調査もとりましたけれども、やはり地元区市の考えとの整合性を確認しつつ、良好な景観形成の観点から、屋外広告物の表示に関する基準を事業者自ら策定していただく。規模、設置位置、形態・意匠、色彩、照明・光源などについての基準を策定してもらい、また、主要な眺望点からの見え方をシミュレーションしまして、景観面の影響を検証してもらおうと。さらに、運用段階における上記基準の順守に関する管理体制、違反した場合の措置などの条件を別途定めて、ただし書きの適用をしていきたいと考えております。

最後に、米印で書いておりますのは、屋外広告物条例の基準の範囲内での例外を原則として、このただし書きの適用を考えておりますが、許可の特例を要する広告物が出てきた場合は、広告物審議会と連携して、景観面の影響について計画部会にも意見を聞くものとしていきたいと考えております。

説明は以上です。

○河島部会長 はい。ただいまの説明に対して質問等がございましたら、お願いします。

○岸井部会長代理 すみません。1点だけ。

○河島部会長 はい。岸井先生。

○岸井部会長代理 最後のところを説明していただけるといいのですが、屋外広告物条例の許可の特例を要する広告物というのは、具体的にどう書いてあるのですか。

○事務局 例えば規模については、100㎡が普通に許可できる大きさなのですが、それを超えるものと特例の許可を要します。

○岸井部会長代理 面積規模が該当。

○事務局 面積規模と設置の高さとかです。そういうことについて規定があります。

○河島部会長 前回説明を伺ったときに、屋上広告物を認めるようなことがあるのですかというような質問をしたところ、「屋上広告物は認めるつもりはないです」みたいにお答えいただいたと思うのですが、この書き方だけだと、そういうことが事前にわからな

い状態で運用がなされていくような感じがして、もう少しその運用の仕方について、この一定の条件とは何なのかとか、設置者自ら基準をつくってそれを守るといえるのはどういう意味を持つのかとか、普通、基準というと、公のほうで基準を設けてというわけだけれど、ここで言っているのは、事業者自ら基準を策定しということですよね。基準と呼ぶものが、地域における広告物として、決して景観を阻害するものではなく、また、プラスになるような面もあるのだというような、そういう審査をしようと、どうやらしているようにお見受けするのですけれど、その辺りについてももう少し。この原則は今までどおりなのだけれど、原則を超えることができる場合もあるというときに、それがどのような形で運用されるのかということについて、実際これが決められた後、そういうものについて、もうちょっときちんと対外的に説明していく必要がある。例えば、運用基準のようなものを、運用基準というのは行政の立場で景観、行政を行う立場として、こういう形でこの例外の措置については運用しますというようなものを、もう少しわかりやすく説明していく必要があるのではないかなと私は思うのですけど、いかがでしょうかね。

○事務局 ご指摘いただいたとおり、運用面に当たっては、まだまだ課題が多いと考えておりますので、場当たりのにならないように、こちらで考えるその一定の条件というものをもう少し明確に整理しまして、事業者のほうにも提示できるような形で整理していきたいと考えております。

○河島部会長 ほかにはいかがですか。

田中先生。

○田中委員 アンケートをしていただいて、区や市の意見も、基準の取扱いについて、分かっている部分もあると思うのですが、恐らくそれぞれの自治体で、かなり地元でしっかり景観形成をされていて、こういうもののコントロールを取り組まれているという、多分、積み重ねがあると思うので、できるだけその考え方が尊重されて、運用、適用がされるような、運用の仕方を工夫していただきたいなと思います。特に、屋外広告物に関しては、掲出されるものが変化していくことがあって、その変化の過程で、景観上好ましくないような変容をする場合もあり得るわけですよね。そのときに、その地元の自治体が景観をいろいろやられていて、ちょっとこの運用をするときに、想定を超えるような何か悪影響が出てきたような場合に、何らかの制御ができるような余地を少し残すとか、そういうこともぜひ工夫をしていただきたいなと思います。これは意見です。

○河島部会長 はい。ありがとうございました。

ほかにはどうですか。

加藤先生。

○加藤委員 先ほどの岸井先生のご意見にもつながるのですが、屋外広告物審議会とその特例小委員会のほうでやっていると、案件がすごく多様過ぎて、非常に運用で迷う段階が今多いのですね。なので、運用のその基準を、明確にある程度していくということがもちろん重要なのですが、その中で、やはり許可したら、この基準でいいよといったら、それでずっとオーケーということではなくて、その変化にどう対応するかとか、多分それで、適用の5番目を追加していただいたと思うのですが、その管理体制を事業者側に任せて終わりではなくて、それを1年後にもう一回確認をするであるとか、報告を受けるであるとかで、適合しないものについての、罰則規定というところまでという話はあったのですが、そういうものを設けて、一回オーケーだから何でもオーケーではないよということをしっかり担保していくのが、まずは重要じゃないかという話をちょっとさせていただきました。

○事務局 いただいたご意見を踏まえて、検討させていただきます。

○河島部会長 ほかにはよろしいですか。

(なし)

○河島部会長 それでは、議題の3番の大規模建築物等の事前協議制度における屋外広告物に関する基準について、今の景観計画の基準に、こういう例外的な場合についての措置を盛り込んでいく、ということになるのだらうと思いますけれど、こういう少し修正を図るということについて、今出てきたご意見、そういったものをちょっと踏まえて、今後の運用の段階では、相当、その辺をしっかりと対応していただく必要があるかと思うのですが、基本的にはこの案のとおり、少し一律的禁止の状態から、一律的禁止というのは、この景観計画で書いてある以上のことについて、この特例的な例外も、十分に理由のある場合には認めていくということについて、よろしいでしょうか。

(了承)

○河島部会長 では、こういった方向で改正を図っていくというようなことについて、計画部会としては了解をしたいというふうに思います。

それでは、以上で審議事項が終わったわけで、次は報告事項に入りたいと思います。

事務局、お願いします。

○事務局 事務局のほうから、「東京都景観計画によるこれまでの取組」と題しまして、

ご報告をさせていただきます。お手元のA3サイズの資料4をご覧ください。

景観計画によるこれまでの取組ということで、届出制度と事前協議制度、こちらについてご報告いたします。昨年10月に開催しました前回の計画部会では、届出制度については地区区分ごとや行為別の案件数を、事前協議制度については諸制度別の案件数や計画部会でご審議いただいた件数などをご報告いたしました。今回は届け出や事前協議の事例について、景観計画で定めております地区区分ごとにご報告させていただきます。なお、時間の都合上、説明する事例は、届出制度は1件、事前協議制度は2件とさせていただきます。また、当報告資料は1月24日開催予定の景観審議会にて他の取り組みとともにご報告させていただきます。最終的にはホームページ等で公表させていただく予定でございます。

ページを1枚おめくりください。こちらは前回の計画部会でご説明したものと同様の資料で、景観法に基づく行為の届出の案件数等について整理したものでございます。

さらにページを1枚おめくりください。こちらは神田川景観基本軸に位置する店舗と事務所ビルの届出事例でございます。資料の構成といたしましては、所在地や建築物の規模についてまとめ建築概要と、景観計画で定める景観形成基準に対する事業者側の措置内容、また、右側には案内図や配置図等の図面で構成してございます。景観形成基準に対する措置の内容については、四角囲み内の文章と下の写真が対応するようレイアウトしてございます。この神田川の場合ですと、右側の形態・意匠の措置内容としては、「歩行者からの見え方に配慮して、賑わいを演出するため、低層部には店舗を配置し、ガラスを採用」としておりまして、こちらについて基準に対し満たしている内容として審査いたしました。

ページを4枚ほどおめくりいただけますでしょうか。こちらも前回の計画部会でご説明したものと同様の資料で、大規模建築物等の建築等に係る事前協議の案件数や、計画部会でご審議いただいた内容について整理したものでございます。

ページを1枚おめくりください。こちらは皇居周辺の景観誘導区域のB区域に位置する複合ビルの事前協議の事例でございます。こちらの資料の構成としましては、建築概要及び案内・配置図のほか、計画部会でのご審議の経緯がわかるよう、計画部会にお諮りした際の案と、計画部会で出されましたご意見、そのご意見への事業者の対応と、対応した結果の案という形でまとめてございます。

続いてページを2枚おめくりください。こちらは事前協議の中でも計画部会の対象とはならないようなものの事例でございます。東京駅の眺望保全の景観誘導区域に位置す

る事務所ビルの事例でございます。当該事例の場合は、景観形成基準に対する措置内容に加えまして、眺望保全のため景観誘導区域で高さを制限してございますので、その高さ制限を満たした計画であることを検証しております。

このような形で地区ごとに事例をまとめてございまして、こちらの資料を景観審議会にご報告させていただく予定でございます。

駆け足になりましたが、以上で報告とさせていただきます。

○河島部会長 はい。報告事項として、景観計画のレビューの一部を、今ご紹介いただきました。これについてご質問等がありましたらお願いします。

内藤先生。

○内藤委員 事前説明のときにちょっと言ったのですが、迎賓館前からというのは、これは勝手に指導した記憶があるので、眺望点で言うと市ヶ谷橋からは指定があって、ここからの意見は景観審議会の役割としてあったのだけど、その下の迎賓館前からというのは、勝手にこれじゃまずかろうとって指導した経緯があったように思うのですが、その辺どうでしたか確認です。

○事務局 当時の計画部会議事録等により景観計画に基づく審議であったことを確認してございます。景観計画では、『主要な眺望点のほか、個々の大規模建築物等の建築等の計画地周辺の景観評価上必要な視点場を「主要な眺望点以外の眺望点」として計画地の立地状況等に応じて任意に設定できる』としているため、当事例の場合、迎賓館前を主要な眺望点以外の眺望点として設定することとして整理してございました。

○内藤委員 眺望点を新たに定めたのですか、迎賓館前からというのは。

○事務局 景観計画として新たに眺望点を定めたわけではなく、当該事例の計画地周辺の景観評価上必要な視点場として、事業ごとに設定してございます。

○内藤委員 わかりました。

○事務局 先生におっしゃっていただいた、この場所だとやはり迎賓前からの見え方が重要だということでこの案件はご審議いただいたことになっています。

○内藤委員 問題がなければいいのですが、かなりこれは勝手に、権限外でやった記憶があったので。

○事務局 皇居周辺に定める眺望点以外の眺望点ではあるので、この立地を踏まえてここからも検証させたということがわかるようにします。

○内藤委員 わかりました。これは書いておいて、逆にいいのかもしれない。これからも

そういうことはあり得るよと、何か大事なところだという予告編みたいになるので。

○河島部会長 この案件を審議対象にしたのは、市ヶ谷橋からの見え方が景観計画の中で重要なビスタとしてある。そこにちょうど出てくるものであるから対象としたと。対象とした建物について、どういうデザインがいいのかと。どういう景観の考え方がいいのかというときには、その都度必要とあれば、どこか、この地点から見える見え方も大切にしようというのは、それはそれで許されていると、そういうことですね。

○事務局 はい。

○河島部会長 ほかに、よろしいですか。

(なし)

○河島部会長 それでは、時間の関係もありますので、景観計画のレビューの報告事項はこの程度にしたいと思います。

ほかに、事務局のほうで何かございますか。

○寺沢景観担当課長 はい。その他としまして、今後の本部会の開催予定についてでございます。次回以降、夜間の景観形成に関する事項につきましてご審議をいただき、それを含めた景観計画の変更素案を、年度内をめどに作成をしていきたいと考えております。つきましては、大変お忙しいところ恐縮なのですが、2月下旬から3月にかけて、本部会をできれば2回程度開催させていただきたいと考えております。また、2回できない場合もあるかと思いますが、その場合には個別に委員の皆様の説明に上がらせていただいて、ご意見等を頂戴いただき、計画の素案に盛り込んでいきたいというふうに考えております。ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○河島部会長 皆さん、お忙しい中、部会の開催回数を2回ほど確保したいという要請ですけれど、何かご質問等がありましたらどうぞ。よろしいですか。

(なし)

○河島部会長 では、できるだけご協力をするということで、まあ日程調整については十分をお願いします。ほかにございますか。

(なし)

○河島部会長 なければ、予定時間を少し過ぎておりますので、本日の景観審議会計画部会についてはこれで終了をしたいと思います。事務局のほうにお返しします。

○遠藤屋外広告物担当課長 河島部会長、ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。

これもちまして、本日の計画部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。